

新婚ハッピー住まいる補助金の手引き

糸魚川市では結婚に伴う経済的不安を軽減するため、新婚世帯の住宅にかかる費用の一部や引越費用を補助します。申請をお考えの方などは、事前にご相談ください。

1 対象となる世帯 次の項目を全て満たした場合に対象世帯となります。

- ☐ 婚姻日が令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間であること
- ☐ 申請時に夫婦ともに糸魚川市に住民登録があり、かつ申請時に夫婦ともに補助対象となる住宅に住所があること
- ☐ 令和6年分の夫婦の合計所得額が、500万円未満であること。【R7 追加】
 ※夫婦の双方または一方が、貸与型奨学金の返済を行っている場合は、夫婦の合計所得額から令和6年分の年間返済額を控除することができます。
- ☐ 夫婦ともに補助金の交付日から2年以上継続して糸魚川市に住む意思があること
- ☐ 夫婦ともに過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがないこと
- ☐ 夫婦ともに市税を滞納していないこと
- ☐ 暴力団と関わりがないこと

2 対象となる費用

対象となるのは次のうち、令和7年4月1日から令和8年3月31日に支払った費用です

□住宅取得費用 (新築・中古)	住宅を購入した費用で、婚姻日かつ同居日以降の費用 ※婚姻日より前に取得した住宅の場合、婚姻日から起算して1年以内に取得した住宅が対象となります ※建築業者に支払った費用、住宅ローンの費用のいずれかが対象となります ※土地の購入費用、住宅ローンの利息及び手数料は対象となりません
□住宅リフォーム費用	住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用で、婚姻日かつ同居日以降の費用 ※倉庫及び車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用及びエアコン、洗濯機等の家電購入及び設置に係る費用は対象外です ※婚姻日より前にリフォームした住宅の場合、婚姻日から起算して1年以内にリフォームした住宅が対象となります ※建築業者に支払った費用、住宅ローンの費用のいずれかが対象となります ※住宅ローンの利息及び手数料は対象となりません
□住宅賃借費用	住宅の賃料、共益費で、婚姻日かつ同居日以降の費用 ※賃料、共益費は5か月分を上限とします ※駐車場代、物件の清掃代、鍵の交換代、更新手数料、光熱水費、設備購入費、火災保険料、家財保険料は対象となりません ※会社からの住宅手当や市の住宅に関する補助金、生活保護の住宅扶助等を受けている場合は、その分を差し引いて計算します
□引越費用	結婚のための引っ越しであって、引越業者や運送会社に支払った費用 ※引っ越しの手伝い等で個人に支払ったものは対象となりません ※不用品の処分費用、自分で借りたレンタカー代も対象となりません

※上記のほか、不明な点があれば担当にお問い合わせください。

3 補助上限額 50万円

※実際に支払った経費に対して補助します。
 ※1,000円未満は、切り捨てて計算します。

**4 申請の流れ**

申請手続きの流れは次のとおりです。
 手続きに必要な書類は、次のページをご確認ください。

【申請者】		【市】	
1.事前相談	「事前相談チェックシート」を記入し、市役所企画定住課に提出します。 ※郵送やメールでも受け付けします	2.事前確認	事前相談チェックシートの内容を確認します。 確認後、具体的な交付申請の手続きについて、個別にご説明します。
3.交付申請	交付申請書に必要書類を添付して市役所企画定住課に提出します。 (この時点で費用の支払いが終わってなくてもよいです)	4.交付決定	交付申請書の内容を確認します。 確認後、決定通知書等を送付します。 <u>この時点で市から補助金の支払いは発生しません。</u>
5.実績報告	申請部分の費用の支払いがすべて終わりましたら、実績報告書に必要書類を添付して、市役所企画定住課に提出します。 アンケートの提出もお願いします。	6.振込み	実績報告書の内容を確認し、指定口座に補助金を振込みます。

5 交付申請受付期間 令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

※申請前に、必ず事前相談を行ってください。

事前相談受付期間：令和7年4月1日から令和8年2月27日まで

※継続申請の受付については、別途ご案内します。

6 補助対象期間内に対象経費が発生しない場合、または年度内に補助上限額に達しない場合

①今年度、補助対象世帯となるものの費用が発生しない場合

⇒今年度中に交付申請を行う必要があります。(申請内容を確認後、市から「交付対象者認定通知書」を交付します) 次年度に再度申請が必要になりますが、添付書類の一部が省略できます。

②年度内に補助上限額に達しない場合

⇒今年度中に交付申請を行い、さらに次年度に再度申請することで、補助上限額の残額分を継続して補助を受けることができます。

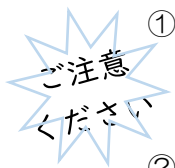
※次年度になりましたら、忘れずに申請手続きをお願いします。(ただし、次年度の交付を確約するものではありません)

7 交付決定の取り消しおよび返還

交付決定者が、虚偽や不正な手段により補助金の交付を受けたときなど、補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、すでに交付した補助金の全部または一部の返還を命ずる場合があります。

8 その他

◇別紙「Q&A」もご覧ください。



9 手続きに必要な書類

申請の流れ	書 類 の 種 類
事前相談のとき	☐ 事前相談チェックシート
交付申請のとき	☐ 交付申請書（様式第1号）
	☐ 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本の写し ※婚姻日：令和7年1月1日～令和8年3月31日であることを確認します。
	☐ 夫婦の住民票の写し ※夫婦が同一世帯であり、対象となる住宅に住所があることを確認します。
	☐ 夫婦双方の所得証明書（令和7年度分） ※令和6年分（令和6年1月1日～令和6年12月31日）の所得を、令和7年度の所得証明書（市区町村で発行されるもの）で確認します。 ※通常、令和7年1月1日時点の住所地で発行されます。
	☐ 貸与型奨学金の返済額がわかるもの（該当する場合） ※奨学金返還額証明書、または通帳等返済額が確認できるもの ※返済期間：令和6年1月1日～令和6年12月31日
	☐ 住宅を取得したときの契約書の写し（該当する場合） ※住宅の売買契約書等の写し（契約日、金額、契約者が確認できるもの） ※引き渡し証明書等の写し ※融資の詳細が分かる書類（ローンの返済予定表等）※該当する場合 ※領収書（支払いが済んでいる場合）
	☐ 住宅をリフォームしたときの契約書等の写し（該当する場合） ※住宅リフォームの請負契約書など ※契約日、金額、契約者が確認できるもの ※領収書（支払いが済んでいる場合）
	☐ 住宅の賃貸借契約書の写し（該当する場合） ※家賃や費用の内訳が確認できるもの ※契約日、金額、契約者が確認できるもの
	☐ 引越費用に係る見積書等の写し（該当する場合） ※費用の内訳がわかるもの ※領収書（支払いが済んでいる場合）
	☐ 同意書兼誓約書（様式第2号）
	☐ その他市長が必要と認める書類（ ）
実績報告のとき	☐ 実績報告書（様式第4号）
	☐ 対象費用を支払ったことがわかる領収書等
	☐ 住宅工事の施工前後がわかる写真（住宅の取得またはリフォームの場合）
	☐ 住宅手当支給証明書（様式第5号）（該当する場合） ※住宅賃貸費用の補助を受ける世帯で、かつ給与所得者の場合は、住宅手当の支給がなくても提出が必要です ※給与明細の写しでも可
	☐ 事業に対するアンケート
	☐ その他市長が必要と認める書類（ ）

※住民票などの書類の発行には手数料がかかります

(R07.04.01 作成)